

卸売市場競争力強化総合検討委員会「中間報告」に対する意見の概要

I 卸売市場全般

(1) 卸売市場の改革について

- ・ 卸売市場については、公共的な使命を前提として、生産者、消費者等のニーズに即した対応、消費者の立場に立った構造的な改革、生産者育成の観点からも市場がどうあるべきか検討すべき。

(2) 卸売市場の機能について

- ・ 契約取引や商物分離を活用した多様化した取引への対応、安全・安心な商品の取引への対応が必要。
- ・ 量販店や実需者への対応を積極的に進めるべきである一方、地域の中小の小売店が利用しやすい市場取引も残すべきであり、共存共栄の途を探すべき。

(3) 卸売市場流通の効率化について

- ・ 中間流通コストが割高になっている現状を踏まえ、市場機能を活かした効率化の取組が必要。

(4) 卸売市場での規制について

- ・ 現在の卸売市場は規制が多すぎ、手続きも煩雑であり、規制緩和の方向で検討すべき。
- ・ 社会的に必要性が認められるものは強化するものがあるのもよい。

II 「中間報告」の主な事項に対して寄せられた意見

1 生産者・小売への情報提供等の支援について

- ・ 産地や小売への支援のために、必要な消費・販売情報の提供を積極的に取り組むべき、特に、消費者の視点に立った情報提供に取り組みべきで、産地や小売だけでなく消費者へも情報提供を進めるべき。
- ・ 産地へも積極的な商品の提案により産地育成に努めることが生産者にとって魅力ある卸売市場構築につながる。
- ・ 産地表示やトレーサビリティについても、卸売市場が適切に模範となる対応を図るべき。
- ・ これらの取組に当たっては、ニーズを把握した上で、費用負担も含めて検討すべき。

2 卸売市場の開設のあり方について

(1) 中央卸売市場の開設主体

- ・ 民間活力を活用による効率的な市場運営を図るべき。
- ・ 卸売市場の公共性を考慮して、管理監督の実効性と効率性のバランス等も考え、財政のみの観点で議論すべきでない。
- ・ 第3セクターについては、業務の効率化等の観点からは、積極的に導入すべきであるが、市場関係事業者に対する指導監督、責任体制が曖昧になること等から慎重に検討すべき。

(2) 中央卸売市場に係る開設区域

- ・ 生鮮食料品の流通の広域化、競争の促進等の観点から見直すべき。

(3) 卸売市場の再編・統合

- ・ 必要があるが、市場に依存する零細な小売業者が多く存在することに配慮する必要がある。

3 卸売市場における売買取引のあり方について

(1) 取引方法

- ・ 生産者や消費者等のニーズを踏まえて多様化を図る等柔軟性を持たせるべき。
- ・ 現在の予約相対取引の仕組みが十分に活かされていない。
- ・ せりにより市場の魅力がある。
- ・ 生産者が売買方法を選択できる仕組みを導入すべきだが、予め選択区分や取引内容の基準を明確化する必要がある。また、市場での取引に混乱が生じること、生産者の選択が必ずしも生産者にとって有利な販売とはならないこと等から慎重な検討が必要。

(2) 卸売市場の代金決済機能

- ・ 卸売市場流通の大きな魅力の1つでもあり、今後ともこれが適切に維持されることが必要。
- ・ 取引に係るリスク負担のあり方の見直しや、量販店を中心とした決済サイトの長期化への対応が必要。

(3) 情報公開

- ・ 取引の透明性の確保等からも、さらに拡大すべき。
- ・ 公開の対象となる情報範囲や公表方法については、市場関係業者への負担に関わること、取引の情報によっては業者間の競争にも影響すること等から、さらに検討が必要。

(4) 卸売業者、仲卸業者の業務範囲

- ・ 業者の機能強化、流通コストの削減等のためにも見直すべきであり、卸売業者と仲卸業者の系列化、仲卸業者の販売対象の拡大等を図るべき。
- ・ 卸売業者と仲卸業者との間で一定の役割分担がなければ、卸売市場の価格形成機能等に支障が出るほか、急激な規制緩和は市場流通に混乱を招くので段階的な措置が必要。

(5) 商物一致規制

- ・ 商流・物流の分離を進めることが重要。
- ・ 商物分離を進めることは、市場外流通につながる懸念がある。

(6) 受託拒否禁止の見直し

- ・ 安全性に疑いのある場合には必要でないか。また、受託拒否禁止が生産者に甘えた考えを生んでいるのではないか。
- ・ 市場の集荷機能等の低下を招き、生産者に与える影響が大きいこと等から慎重に検討すべき。

4 卸売市場の施設の機能高度化について

- ・ 食の安全・安心の確保、物流コストの低減、加工用需要等への対応した施設の整備が必要。
- ・ 施設の整備・維持管理について、低コスト化を図ることが重要。

5 市場関係事業者の経営改善について

- ・ 市場関係事業者の経営改善のためには、市場関係事業者や卸売市場の統合大型化、規制緩和が必要。
- ・ 仲卸業者への財務面での指導基準や卸売業務等の許可の有効期限の設定については、活力ある市場を維持していくためには積極的に導入すべきだが、現行制度でも対応できること、各市場毎に経緯があること等から、その導入に慎重に検討すべき。
- ・ 市場関係事業者の合併等統合大型化を早急に進めるべきであり、異業種との連携や県内・ブロック内での連携・統合も進めるべき。
- ・ 統合大型化への行政の関与については、積極的な関与が必要であるが、混乱を招くおそれもある。

6 卸売手数料等について

(1) 卸売手数料

- ・ 卸売手数料の見直しについては、手数料の多寡のみで出荷者は市場を選択する訳でなく手数料の自由化で市場の体質強化が自然になされる、経過期間を設けて見直すべき、冷蔵保管や物流等の機能や取引方法に応じた手数料を設定できるようにするべき。
- ・ 手数料の見直しは、産地の大型化の中では卸売業者の負担の軽減につながらず、卸売業者への経営悪化をもたらす。
- ・ 手数料が下がっても、その分価格が下がるとは考えられない。
- ・ 関連する規制についても、一緒に見直しすべきであり、手数料の見直しの前に、それ以外の規制緩和を行うべき。
- ・ 各種奨励金との関連では、手数料とセットで検討すべき。

(2) 出荷奨励金

- ・ 当初の役割が低下しており、また、不透明なリベートとなっていること等から、これを見直すべき。
- ・ 産地育成、計画的な出荷、規格包装の統一化等系統共販の維持に必要な不可欠であること等から、慎重に検討すべき。
- ・ 規模が小さくても個性ある産地を支援するための産地育成のための資金として活用すべき。

(3) 完納奨励金

- ・ 卸売市場の代金決済機能の維持に必要であることから、慎重に検討すべき。
- ・ 決済サイトの長期化、取引のコスト・リスク負担のあり方も踏まえて検討すべき。

7 その他

- ・ 地方卸売市場については、中央卸売市場と役割・課題が異なり、地方卸売市場にも視点を置いた議論が必要である。
- ・ 物流の効率化、市場機能の強化等のためにIT化を積極的に進めるべき。
- ・ 卸売市場におけるゴミ問題やリサイクル問題等の環境問題についても検討すべき。
- ・ 卸売市場が地域農業や地域流通との結びつきを強めることが市場の活性化につながる。